

# 小児重症患者固定翼機搬送試験運航事業

## 4月1日（月）運航開始のご案内

特定非営利活動法人日本重症患者ジェット機搬送ネットワーク（NPO JCCN；理事長 福嶋教偉）はドクタージェットを活用した重症患者の迅速な搬送・治療に繋げる「救命のための予防線」となるような日本重症患者ジェット機搬送ネットワークの設立を目指して、重症患者の治療に関わる医療界関係者が中心になって、法曹界、行政、運航事業者と連携するために2022年10月に設立いたしました。

日本においては、北海道患者搬送固定翼機運航事業で北海道航空医療ネットワーク研究会（HAMN＝ハミン）が、医療用小型ジェット機「メディカルウイング」機体を用いて、2010年からの12年間で93例の小児患者が搬送をしています。しかし、北海道以外には、重症小児患者を医療用ジェット機で搬送するシステムはありません。そのため私たちは、全国各地からドクタージェット機での搬送を要する小児患者の搬送要請に応える体制をつくることを目標に、2024年4月1日から1年間の名古屋空港を基地として試験運航を開始します。

関係各位におかれましては、本運航事業の趣旨をご理解の上、円滑な事業運営に特段のご配慮と積極的なご活用をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、当法人のホームページに掲載いたしております。

## 小児重症患者固定翼機搬送試験運航事業

運航期間：令和6年4月1日（月）から

搬送要請受付：午前8時45分～午後5時30分

運航時間：午前9時～午後5時を原則とする

総括管理施設：特定非営利活動法人日本重症患者ジェット機搬送ネットワーク（NPO JCCN）

MD設置病院：兵庫県立こども病院他、5施設

搬送担当運航会社：中日本航空

要請者：国内の医療機関で診療に従事している医師（主に小児科医、救急医）

対象患者：国内の医療機関に入院治療中の患者で次の基準をすべて満たしていること

- ①当該地域の医療機関では提供できない高度・専門的医療を必要としていること
- ②高度・専門医療機関へ転院して治療を受けることにより症状および生命・機能予後の改善が期待できること
- ③搬送中に医師による継続的な医学的管理を必要とすること
- ④搬送環境（使用可能な医療機器、室内与圧等）や搬送時間等の制約により当該事業による搬送が適当であること

搬送要請先：持ち回りMD施設 **TEL 050-3355-7739**（前MD施設共通：自動転送）

JCCN HP URL：<https://www.npo-jccn.website>

※インターネット経由で「搬送情報伝達票」「同意書」のダウンロードが可能です。



# 要請手順

①搬送元医療機関は、可能な限り搬送先医療機関を調整・決定

②搬送元医療機関は当番MD施設に電話で搬送要請し、医療情報を伝達  
医療情報サマリを作成し、MDにメール送付（関係者共有）

**050-3355-7739**

③MDが基準に基づき搬送適応と判断した場合、搬送チームを決定し、  
JCCN本部・運航管理者・搬送チーム等と運航可否を検討し、搬送決定

④搬送担当運航会社は搬送スケジュールを作成・関係部署に連絡

⑤各医療機関は空港間の搬送手段の詳細を調整。搬送担当運航会社の  
CSは搬送車などの空港制限区域立入の手配。  
・たとえば**搬送元医療機関は、地元消防機関への救急搬送要請**

## 【参考】JCCN 要請フロー図

